

# 一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表[介護運賃] (新潟県 A 地区)

## I. 運賃

### 距離制運賃

車種区分	初乗運賃	加算運賃
特定大型車・大型車 中型車・小型車	4kmまで 1,000 円	1kmまでごとに 250 円

## II. 運賃及び料金の適用方法

### 1. 車種区分

車種区分は次のとおりとする。

自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあつては、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さによる。

また、ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

特定大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員 7 名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。
大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであつて乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員 6 名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）のうち乗車定員 7 名以上のもの。
中型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のものであつて、自動車の長さが 4.6 メートル以上であり乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち自動車の長さが 4.6 メートル以上であつて乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員 6 名以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものは除く。）。 同条に定める小型自動車、普通自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であつて乗車定員 6 名以下のもの。

小 型 車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のものであって、自動車の長さが4.6メートル未満であり乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満のものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、自動車の長さが4.7メートル以下、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち、ハイブリッド自動車で、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車、普通自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員5名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車（内燃機関を有しない車両である場合、又は使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。）。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 運賃の種類

距離制運賃を適用する。

## 3. 運賃料金の適用方法

距離制運賃を適用する。

- (1) 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。
- (2) 距離制運賃は、自動車のトリップメーターにより算定する。
- (3) 初乗運賃は **4 km 1,000 円**、加算運賃は **1 km 250 円** とし、**1 km** 未満の端数が生じた場合は **1 km** に切り上げる。

## 4. 運賃の收受方法

運賃の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにトリップメーターの走行距離を確認し、運賃に換算する。

## 5. 実費の負担

- (1) 旅客の要求により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。
- (2) 道路事情、交通規制等客観的な事情による時又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。

## 6. 適用する営業区域

認可営業区域とする。